

岩国市監査告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を執行し、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 29 年 3 月 27 日

岩国市監査委員 氏 木 一 行

岩国市監査委員 山 本 修

岩国市監査委員 藤 本 泰 也

1 監査の対象

都市建設部（都市計画課・公園みどり課・拠点整備推進課・開発指導課・道路課・河川課・建築住宅課）

2 監査の実施期間

平成 29 年 1 月 30 日から 2 月 22 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 28 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 28 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

5 意見

(1) 共通事項

技術職員の絶対数が不足している中、個々の負担の増大が認められることから、公園やポンプ場等の維持管理業務の民間委託による効率化、また、建築や土木など工学系職員の確保や育成に努め、技術系職員の負担軽減を図っていただきたい。